

各位

「ゆうメイトの雇用を守り、労働条件の改善を求める請願署名」 への協力要請

郵政公社で働く非正規雇用労働者(非常勤職員=ゆうメイト)は、生田公社総裁の国会答弁でも、8時間雇用で計算し116,904人となっており、郵便事業だけを見ますと正規雇用(本務者)114,158人に対して、非正規雇用(非常勤職員)103,980人とほぼ同数の雇用状況となっています。そして、時間計算ではなく雇用人数では16万人を超えるとも言われています。

その「ゆうメイト」は、雇用契約として「任期は1日」「予定雇用期間中は、郵便局長が別段の意思表示を行わない限り任期は更新」とされ、予定雇用期間が満了すれば「再採用されない限り、当然退職」となり、さらに、「任期を更新しないことによる退職」として、「予定雇用期間中においても任期を更新しないことにより退職となることがある」とされています。

このことは、郵便局長の一方的な判断で「任期を更新しない」「予定雇用期間満了」との理由で「雇止め」=「解雇」が可能となります。

解雇について、「労働基準法18条の2」において「客観的に合理的な理由を欠き、社会通念上相当であると認められない場合は、その権利を濫用したものとして、無効」とされていますが、郵政公社は、「解雇ではなく、雇用期間満了での退職」との詭弁で、一方的な「解雇」を行っており、労基法からも重要な問題であると言えます。

さらに「ゆうメイト」は、正規雇用労働者(本務者)とほぼ同じ仕事をしていますが、本務者との間に賃金・休暇などの労働条件において非常に大きな格差があり、パートタイム労働法がいう、「パートタイム労働者と正社員との間の均衡を考慮した処遇(均衡処遇)」がまったく適用されていません。

また、郵政公社は、2007年10月より民営化されることが決定されました。その民営化実施時において、正規雇用労働者は基本的に「雇用の承継」が保証されていますが、「ゆうメイト」については、2007年9月末において契約終了、2007年10月新会社による新たな契約となり、ここでも大きな処遇の相違が出てきています。

これらのような郵政公社における非正規雇用労働者=「ゆうメイト」の劣悪な雇用と労働条件の改善及び民営化時における完全な雇用の承継を求め、全国的な請願署名を行うこととしました。

みなさまの御支援、御協力を御願い致します。

《賛同人(賛同団体)》

《連絡先》

ゆうメイト全国交流会

〒703-8233 岡山県岡山市高屋187-4

ビテナカヤビル201

Tel : 086-270-5333

E-mail : yumate-mail@ked.biglobe.ne.jp